

# 官庁施設の管理者による「インフラ長寿命化計画 (行動計画)」策定の手引き

(平成26年7月18日 中央官庁営繕担当課長連絡調整会議申し合わせ)

# 「インフラ長寿命化計画(行動計画)」策定の手引き(概要)

## 1. 目的

本手引きは、「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「インフラ長寿命化計画(行動計画)」の策定にあたり、国家機関の建築物及びその附帯施設(官庁施設)の管理者として共通して記載する施策や基本的な取組を取りまとめ、平成26年7月18日「中央官庁営繕担当課長連絡調整会議」において申し合わせ事項としたもの。

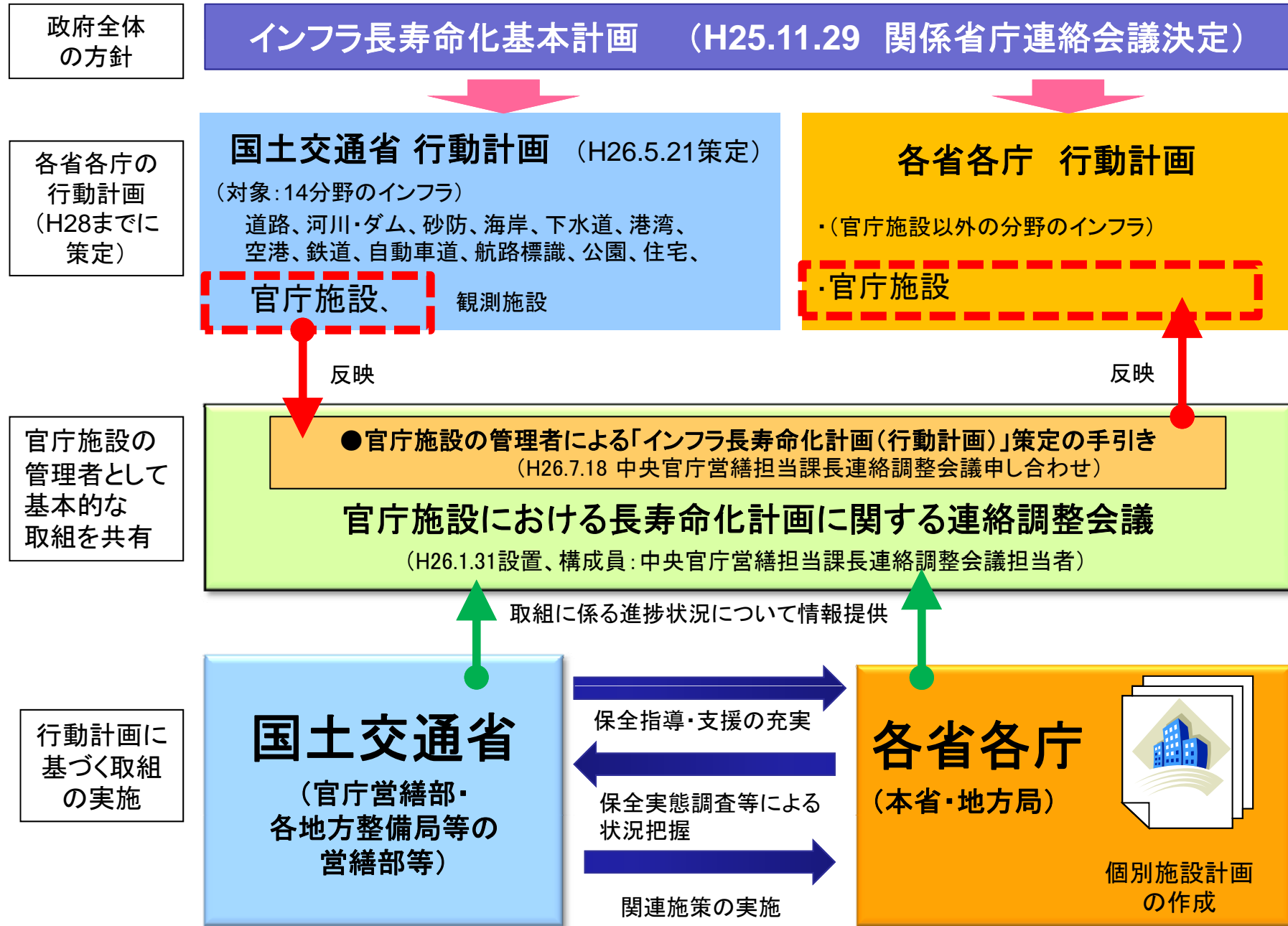
## 2. 手引きの概要

- (1) 対象施設 全ての官庁施設。ただし、借受施設を除く。
- (2) 計画期間 2020年度(平成32年度)までを目安とする。
- (3) 必要施策に係る取組の方向性
  - ・ 下表に示す8施策について、共通して実施する取組を記載。
  - ・ 取組は、国交省の行動計画(官庁施設分野)をベースにしており、4施策については、同一指標を設定(※)。
  - ・ 施設の特殊性等の特別な事情がある場合には、本手引きによらずに行動計画を策定することができるが、次の内容は最大限尊重。

1. 点検・診断／修繕・更新 (※)良好な施設の割合(H29年度:80%)	5. 新技術の開発・導入
2. 基準類の整備	6. 予算管理
3. 情報基盤の整備と活用 (※)官庁施設情報管理システムへの情報の登録 (計画策定年度:100%)	7. 体制の構築 (※)施設保全責任者の設置(計画策定年度:100%)
4. 個別施設計画の策定・推進 (※)計画の策定率(H28年度:100%)	8. 法令等の整備

- (4) フォローアップ計画 フォローアップの詳細は、別途、官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整会議において定める。

# 官庁施設分野におけるインフラ長寿命化計画の推進体制(参考)



# 官庁施設の管理者による「インフラ長寿命化計画 (行動計画)」策定の手引き

平成 26 年 7 月 18 日  
中央官庁営繕担当課長  
連絡調整会議申し合わせ

## 1. 目的

本手引きは、「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)(以下「基本計画」という。)に基づき各インフラの管理者等が策定する「インフラ長寿命化計画」(以下「行動計画」という。)の策定にあたり、国家機関の建築物及びその附帯施設(以下「官庁施設」という。)の管理者として共通して記載する施策や基本的な取組を取りまとめたものである。

これにより、官庁施設を管理する各省各庁が基本的な取組の方向性を共有し、官庁施設全体の維持管理・更新等を着実に推進することを目的とする。

なお、各省各庁は、行動計画の策定において、その管理する官庁施設の現状を踏まえ、必要に応じて、取組等を追加するものとする。

また、施設の特異性等の特別な事情がある場合には、本手引きによらず行動計画を策定することができるものとするが、その場合においても、本手引き「6. 必要施策に係る取組の方向性」を最大限尊重する。

## 2. 対象施設

すべての官庁施設を対象とする。ただし、借受施設を除く。

## 3. 計画期間

計画期間は、基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目途を付けることとされた 2020 年度(平成 32 年度)までを目安として設定する。

## 4. 対象施設の現状と課題

各省各庁が管理する官庁施設の現状と課題や「5. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し」を踏まえ、基本計画に記載された次の施策毎に維持管理・更新等に係る現状と課題を整理する。

- (1) 点検・診断、修繕・更新等
- (2) 基準類の整備
- (3) 情報基盤の整備と活用
- (4) 個別施設計画の策定・推進
- (5) 新技術の開発・導入
- (6) 予算管理

- (7) 体制の構築
- (8) 法令等の整備

## 5. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

行動計画の策定時点で把握可能な情報に基づき、対象施設の維持管理・更新等に係る中長期的なコストの見通しを明示する。

なお、行動計画の策定時点で把握可能な情報が限定的であるなど、中長期的なコストの見通しに一定の精度が確保されず、必要施策に係る取組を検討する上で参考とすることが困難と判断される場合にあっては、必要な情報が蓄積できた段階で明示することとする。

## 6. 必要施策に係る取組の方向性

「4. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、施策の方向性を明確化する。

「6. (1) 点検・診断、修繕・更新等」、「6. (3) 情報基盤の整備と活用」、「6. (4) 個別施設計画の策定・推進」及び「6. (7) 体制の構築」については、取組の進捗状況を確認するため、各省各庁で共通して掲げる目標年度及び目標数値を設定する（四角囲みの部分）。

### (1) 点検・診断、修繕・更新等

- ・関係法令に基づく定期点検の確実な実施に係る取組を記載する。
- ・保全の基準に基づく支障がない状態の確認の確実な実施に係る取組を記載する。

■良好な施設の割合 【平成 29 年度：80%以上】  
(参考：国土交通省行動計画) 【平成 29 年度：80%以上】

- 基本計画に示されたロードマップでは、2017 年度（平成 29 年度）から 2019 年度（平成 31 年度）までの間に、点検未実施の全対象施設に関して点検・診断を完了することとなっている。
- 官庁施設においては、上記の点検・診断が、従前から実施している法令に基づく定期点検や保全の基準に基づく支障がない状態の確認に該当するため、それらの実施状況を示す保全実態調査の評点を目標数値として設定した。
- 目標数値は、各省各庁が管理する庁舎等（官庁施設のうち、宿舎以外の施設をいう。）のうち、保全実態調査において「施設の保全状況（保全の実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価）が「良好」（総評点が 80 点以上）と判断される施設の割合としている。
- なお、管理する官庁施設における特別な事情により、上記評点に基づく目標数値によりがたい場合は、各省各庁において、上記の総評点とは別の指標を用いて目標数値を設定する（ただし、目標年度は平成 29 年度とすることが望ましい。）。

- ・適正な保全業務及び保全業務委託の実施に係る取組を記載する。

## (2) 基準類の整備

- ・定期点検及び保全に関する基準類の適用に係る取組を記載する。

## (3) 情報基盤の整備と活用

- ・「官庁施設情報管理システム (BIMMS-N)」による官庁施設情報のデータベース化・情報の更新に係る取組を記載する。

### ■官庁施設情報管理システム (BIMMS-N) への情報の登録

【行動計画策定年度：100% (完了)】

(参考：国土交通省行動計画) 【平成26年度：100% (完了)】

○国土交通省では、官庁施設の戦略的な維持管理・更新等の実現に向け、すべての官庁施設の基本情報（施設名、所在地、管理者、主要建物の構造・規模など）を平成26年度から新たに運用を開始した「官庁施設情報管理システム (BIMMS-N)」に蓄積することとしている。

## (4) 個別施設計画の策定・推進

### ①対象施設

基本計画では、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を実施するとともに、それらを次の点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクルの構築」を基本的な考え方として位置づけており、個別施設計画はその核となるものとされている。

これを踏まえ、個別施設計画の策定を推進する官庁施設は、行動計画の対象施設のうち、原則として、建築基準法第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に規定する定期点検の対象施設とする。

### ②計画策定の推進

対象となる官庁施設について、「官庁施設情報管理システム (BIMMS-N)」を活用するなどして、個別施設計画の策定を推進する。

官庁施設における個別施設計画は、「中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度及び概算額に係る計画）」及び「保全台帳（点検や修繕履歴等を記録する台帳）」によって構成されることを基本とし、必要に応じて、基本計画の「IV. 2. ⑤対策内容と実施時期」において記載された機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加するものとする。

また、その策定状況について、連絡調整会議等を通じて情報交換を実施する。

中長期保全計画は、5年以内毎に見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを実施する。

■個別施設計画の策定 【平成28年度 : 100%】  
(参考：国土交通省行動計画) 【平成28年度 : 100%】

○個別施設計画の策定対象施設うち、個別施設計画（中長期保全計画及び保全台帳）の策定が完了した施設の割合（保全実態調査により把握予定）

#### (5) 新技術の開発・導入

- ・点検・診断に関する有用な新技術の把握とその現場導入に係る取組を記載する。
- ・長寿命化に資する材料・構工法の現場導入に係る取組を記載する。

#### (6) 予算管理

- ・個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新の実施に係る取組を記載する。
- ・新技術の導入の推進によるトータルコストの縮減・平準化に係る取組を記載する。

#### (7) 体制の構築

- ・保全の実施体制の確保に係る取組を記載する。

■施設保全責任者の設置 【行動計画策定年度：100%】  
(参考：国土交通省行動計画) 【平成26年度：100%】

○各省各庁が管理する官庁施設うち、施設保全責任者を設置している施設の割合（保全実態調査により把握予定）

- ・職員を対象とする研修・講習に係る取組を記載する。

#### (8) 法令等の整備

- ・行動計画に基づく取組を進める中で、必要となる制度や法令等に関する整備に係る取組で該当するものがある場合に記載する。

### 7. フォローアップ計画

各省各庁は、基本計画に基づき、行動計画の取組状況を把握、公表するとともに、官庁施設分野における個別施設計画の策定状況その他の行動計画で定めた取組に係る進捗状況について、中央官庁営繕担当課長連絡調整会議の担当者からなる「官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整

会議」に情報提供を行う旨を記載する。

なお、同連絡調整会議におけるフォローアップの詳細は、別途、同連絡調整会議において定めるものとする。